

小山市まちの駅指定管理者募集に関する質問及び回答

|   | 質問  | 回答  |
|---|---|---|
| 1 | 募集要項1頁、4.管理の基準1)開設期間、開業時間午前9時から午後5時まで(条例改正予定)とありますが、この記載時間が条例改正後の時間と理解して良いでしょうか。  | お見込みの通りです。  |
| 2 | 募集要項1頁、4.管理の基準1)開設期間、休業日毎週水曜日とありますが(条例改正予定)とありますが、この記載曜日が条例改正後の休業日と理解して良いでしょうか。   | お見込みの通りです。  |
| 3 | 募集要項2頁、4.管理の基準8)その他指定管理者の役割小山市と協議の上に、小山市が設定する公の施設の管理目標の達成に努めるとあり、管理の基準に関する細目的は協議の上協定で定めるとのことですが、現指定管理者との間で定めた目標の詳細をご教示ください。 | 市と指定管理者の間で、まちの駅の管理運営に関する協定を締結させていただきます。<br>現状は、(趣旨)第1条、(信義誠実の原則)第2条、(管理運営を行う施設等)第3条、(指定期間等)第4条、(指定取消による指定期間終了)第5条、(指定期間終了時の措置)第6条、(管理運営業務の内容)第7条、(業務主任者の配置)第8条、(原形変更の承認)第9条、(事故等)第10条、(事業計画等)第11条、(開業時間及び休業日等)第12条、(管理運営経費)第13条、(指定管理料の支払い)第14条、(利用料金制度)第15条、(秘密の保持)第16条、(責任分担)第17条、(備品等の貸与)第18条、(業務報告の聴取等)第19条、(事業報告の作成及び提出)第20条、(指定の取消し等)第21条、(原状回復義務)第22条、(損害の賠償)第23条、(権利義務の譲渡等)第24条、(再委託の禁止)第25条、(管理運営業務内容の変更等)第26条、(緊急時対策等)第27条、(災害発生時の施設の使用)第28条、(裁判管轄)第29条、(協定外の事項)第30条となっております。<br>現状は管理目標を定めておりませんが、必要と認められる場合に目標を定めさせていただきます。 |
| 4 | 募集要項4頁、8.指定期間について現契約の指定期間は5年間と認識しておりますが、本募集では3年間となった理由をご教示ください。   | まちの駅の今後の在り方について、費用対効果を含めて、検討する期間を3年間とするものです。  |

小山市まちの駅指定管理者募集に関する質問及び回答

|   |  |   |
|---|--|---|
| 5 | <p>仕様書3頁、7.業務従事者(2)業務従事者として次に掲げるものを置くものとする。②事務室職員(2名以上)とありますが、施設内に事務室があるという理解で良いでしょうか。また、この事務室職員が時間帯や曜日により一部販売業務や飲食業務との兼務を行っても良いでしょうか。</p> | <p>施設内の2階を事務室としてご利用いただけます。業務の兼務につきましては、お見込みの通りです。</p>   |
| 6 | <p>現在の「指定事業」と「自主事業」をご教示ください。</p>   | <p>指定事業につきましては、仕様書2頁の「5.業務の主な内容」の通りです。<br/>自主事業につきましては、指定管理者候補者選定の採点に係る内容のため、回答を差し控えさせていただきます。</p>  |
| 7 | <p>「おやま開運館」の年間の利用料収入と利用件数を1月から12月の月次数値でご教示ください。</p>  | <p>おやま開運館の令和4年1月から12月における利用日数と利用収入は次のとおりです。<br/>令和4年1月:10日、2,000円<br/>令和4年2月:0日、0円<br/>令和4年3月:4日、1,000円<br/>令和4年4月:3日、1,000円<br/>令和4年5月:6日、8,000円<br/>令和4年6月:5日、3,000円<br/>令和4年7月:6日、5,000円<br/>令和4年8月:4日、1,000円<br/>令和4年9月:2日、0円<br/>令和4年10月:7日、3,000円<br/>令和4年11月:5日、1,000円<br/>令和4年12月:5日、2,000円</p> |
| 8 | <p>施設の警備状況をご教示ください。<br/>機械警備の有無。有る場合は、警備会社との契約は市か指定管理者か。<br/>また、巡回警備の有無。ある場合は、契約は市か指定管理者か。また、その頻度。</p>                                     | <p>募集要項4頁の「5.役割分担」1)小山市と指定管理者との役割分担「警備」では、警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等について、指定管理者が補償を負うこととなっております。<br/>また、警備会社と契約する場合は、指定管理者が契約し、その費用もご負担いただくことになります。</p>  |
| 9 | <p>仮に現在の指定管理者より引き継ぐことになった場合、建物等の原状回復の確認はどのように行われますか。</p>   | <p>令和6年3月31日までに、現指定管理者により当該管理運営に係る管理物件を原状回復し、市が確認を行います。</p>   |

小山市まちの駅指定管理者募集に関する質問及び回答

|    |   |   |
|----|---|---|
| 10 | 指定管理料の精算はありますか。   | ありません。<br>ただし、指定管理期間中に指定管理者による協定違反、指定の解除の申し出、まちの駅の管理運営が継続できない、小山市の指示に従わない、施設を廃止、休止する等があった場合は、協議により指定管理料の全部もしくは一部を返還していただくことになります。   |
| 11 | 募集要項3頁、5.役割分担利用者施設の利用者にかかる保険の加入は指定管理者の負担となっていますが、これは施設賠償保険の加入で良いのでしょうか。<br>また、レンタルサイクル事業の利用者も対象にした保険となりますでしょうか。 | 保険の種類は問いませんが、施設の利用者や施設に損害を与えた場合、その損害を賠償できる保険に加入し、その費用もご負担いただくことになります。<br>レンタサイクル事業の利用者についても同様です。<br>なお、栃木県の自転車条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が定められています。   |
| 12 | レンタルサイクル事業に伴い、自転車運転時のヘルメットの着用が努力義務となっているかと思いますが、貸出用ヘルメットはございますか。  | あります。   |
| 13 | 可能な範囲内で地主との交渉内容をご教示ください。  | こちらの質問に対する回答は差し控えさせていただきます。   |
| 14 | 修繕履歴の開示について、OPEN時(平成19年3月の改修とリニューアル時(時期不明)の改修工事それぞれ正確な時期と改修内容をご教示ください。  | 平成18年12月から平成19年3月までに実施した工事概要は、公衆トイレ新築工事、石蔵改修工事(倉庫→資料館)、休憩施設整備工事(木製ベンチ、庭園内整備等)、商家風建屋改修工事(店舗→まちの駅思季彩館)で、主に調理場の拡張、内・外装工事、電気・機械設備工事を行い、平成19年4月より、まちの駅思季彩館を開駅しました。<br>平成23年3月の東日本大震災により石蔵が崩壊したため、平成26年10月より現おやま開運館を設置しております。<br>平成29年4月に販売エリア変更の改修工事を実施しました。 |
| 15 | 募集要項3頁、5.役割分担において、指定管理者負担の10万円未満の要相談になった案件内容とその結果どちらがいくら負担したのかをご教示ください。   | ありません。  |